

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

こどもまんなか  
こども家庭庁

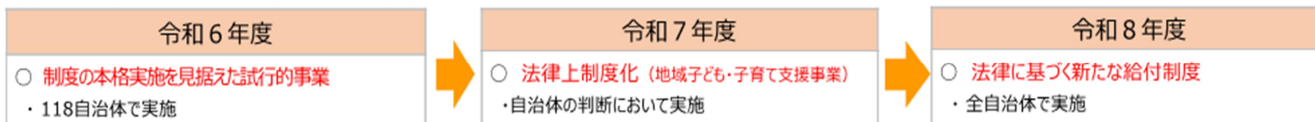
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」(※)を規定。  
(※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を民間事業者が実施する場合について  
市以外の者が事業を実施する場合は、市の認可を受ける必要があり、認可にあたっては、子ども・子育て会議にその意見を聴くこととされています。

児童福祉法

第三十四条の十五

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市長村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

4 市長村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

子ども・子育て支援法

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援事業を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市長村長の認可を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（略）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市長村長が行う。

3 市長村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 3 実施施設について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、市ホームページにより民間事業者の募集を随時行っています。今回、1事業者から応募がありましたので、本会議で説明させていただきます。

#### (1) 写真



申請者提供写真

#### (2) 事業概要

##### 《施設情報》

- ・施設名称：一時保育室 HOME ながくて
- ・住所：愛知県長久手市下山 1101 番地
- ・設置者：株式会社 NextDoor
- ・区分：一般型乳児等支援事業所

##### 《実施方法》

- ・受入年齢：0歳6か月～満3歳未満
- ・実施日時：月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝日等は除く）  
午前9時30分から14時30分
- ・利用料：子ども1時間あたり300円（減免あり）
- ・利用定員：6人（参考：0歳児 2名、1歳児 2名、2歳児 2名）
- ・受入開始予定日：令和8年8月1日

##### 《その他》

- ・認可外保育施設利用児と同一室内で実施
- ・昼食      なし      ・      あり（500円/食）
- ・おやつ    なし      ・      あり